

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター理事の職務権限 規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の理事の職務権限に関する事項について規定し、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、理事とは理事並びに代表理事たる理事長及び業務執行理事たる常務理事をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びセンターが定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるセンターの目的の遂行に寄与しなければならない。

### (理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

### (理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (常務理事)

第6条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- (2) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。

(3) 毎事業年度毎に3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(代行順序の決定)

第7条 前条第1号に規定する順序については、毎事業年度最初の理事会において決定するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表

## 理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者	
	理事長	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
出張（役員、重要な使用人）に関する事	○	
契約の締結	——	——
1件50万円以上	○	
1件50万円未満		○
1件50万円未満（事業関係）		○
支出	——	——
1件100万円以上	○	
1件100万円未満		○
1件100万円未満（事業関係）		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
基金に関する事	○	
会費に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生（役員含む）に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○